

質 問		回 答
1	開設準備の補助金	【具体的な本体工事費等を明示した質問のため省略】 いただいた本体工事費等から交付額を試算しますと交付額は下記のとおりとなります。 なお、今回の試算は、次の点を前提としており、交付を保障するものではありません。 ・ 保育所等整備交付金交付要綱（令和 3 年 7 月 6 日付第三次改正）に沿って試算したものです。 ・ 今後、交付要綱の改正があり交付額が変動するとともに、国、市の負担割合の変更等がありえます。 ・ また、国等と事前協議を進める中で、今回、対象とした経費が対象外となることがありえます。 【具体的な試算額を明示した回答のため省略】
2	事前相談シート	事前相談シートの代表者名に押印は不要でよろしいでしょうか。 押印不要です。
3	近隣住民への説明	公募に向けた事前の説明は、いつから開始してよろしいのでしょうか。賃貸の土地のオーナー様との合意が取れ、前述の「事前相談」後に行うということでしょうか。 事業者の準備が出来次第、開始いただいて結構です。開始時期は問いません。 なお、応募時には事前説明を終えていることが条件となり、説明状況については、令和 3 年10月 1 日から行うヒアリング審査時に、近隣住民等説明報告書及び近隣説明範囲を示す地図、近隣説明に使用した資料一式などをもとに審査いたします。 ※事前相談時の「近隣住民等説明報告書（様式 1 2）の提出は、完了している場合のみで結構です。
4	公募提出書類	①土地の賃貸借について、仮契約または覚書の書類の取り交わしが必要となっていますが、弊社の場合、公募前に、「合意書」を締結、公募選定結果通知受理後、「予約賃貸借契約」（着工時令和5年7月ー着工より開始予定）の予定であり、名前が違いますがよろしいでしょうか。合意書は、公募で選定された場合に、契約することを約束する文書です。 ②また、審査基準の方でも「仮契約」を取り交わしているかと記載されていますが、これも同様「合意書」で同等の書類とみなされるか。 ③提出書類のリストには、「様式 8，土地（建物）の賃借に係る契約条件に関する証明書」の用紙がありますが、合意書のほかにこの書類の提出が必要でしょうか。それともこの書類のみでよろしいのでしょうか。 ①賃貸人と取り交わす文書の名称は問いません。提出いただいた資料等から一次審査時に「用地の取得又は確実性について」審査いたします。 ②賃貸人と取り交わす文書の名称は問いません。内容が「仮契約」と同等のものであれば、それ相応の審査をいたします。 ③土地又は建物を賃借する場合、様式 8 の提出が必要です。様式 8 の添付書類として「合意書」を提出いただければ幸いです。
5	公募提出書類	提出書類ですが、1部正本・6部副本は、白黒のコピーでよろしいでしょうか。白黒にして見えにくい書類一部はカラーでもよろしいでしょうか。 提出書類は、計 7 部提出いただきます。うち 6 部は、全部をコピーしていただいても一部をコピーしていただいても結構です。調製方法はお任せいたします。

質 問		回 答
6	公募提出書類	預金残高証明書は、9月1日から遡って3か月以内でしょうか。それとも、持参して提出する日から遡って3か月でしょうか。
7	計画図	図面上で、保育室内について有効面積から除外すべきものは、下記の考えでよろしいでしょうか。 除外：収納、作り付け家具、手洗い、据え付けのピアノ（移動しない） 除外なし：ベビーベッド、可動式のピアノ
8	計画図	園庭面積の2歳以上1.98㎡についてですが、面積の基準について、3歳以上は各14人定員ですが、17人ずつの保育室を確保はしますが、園庭面積基準の計算では14人でよろしいのでしょうか。 弊社計画の定員は、0－6にん、1－10人、2－12人、3，4，5－各14人ですので、64人×1.98㎡=126.72㎡が基準面積と考えますが、よろしいでしょうか。
9	計画図	公募図面の記載事例のようなものはいただくことは可能でしょうか。または、事例は特にいただけない場合は、弊社が一般的に公募用に作成する方法や既存園のソラストさくら保育園で記載したように作成し、データでお送りして、事前に確認いただくことは可能でしょうか。
10	保育園名	保育園名ですが、事業者が決定となっており、市とも協議というような記述がどこかにあったと思うのですが、弊社では「（仮称）■■■南志津保育園」として社内では計画を準備しているのですが、そのような記述が公募書類の事業計画書内に行ってもよろしいでしょうか。公募書類の表紙には、要綱にある通りのタイトルにいたします。

質 問		回 答
11	代替遊技場 園庭面積が基準に満たない場合には、外部の公園を代替遊技場として、申請しようと考えています。 徒歩2分くらいのところに1か所、徒歩7分のところに1か所あり、どちらも面積は十分ですが、トイレ・水飲み場があるのは7分の方なのですが、申請上、トイレがある公園の方がよろしいでしょうか。特に基準はなく、弊社が利便性や安全性で選ぶということでもよろしいのでしょうか。千葉県 の代替遊技場の基準には、とくにトイレなどの記述はありませんので、どちらでもよろしいでしょうか。 参考） https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/hoikusho/documents/hoiku-kijyun.pdf 保育所設置認可に関する審査基準 https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb5653&dataType=1&pageNo=1 ○待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について	代替遊戯場を複数個所予定しているのであれば、そのすべてについて様式11の提出をお願いいたします。 なお、安全対策（移動時を含む）が確保されているか否かを重視しており、トイレの有無については加味する予定はありません。
12	スケジュール 候補者決定は10月31日となっていますが、正式な候補者として選定されたことに関する書面の通知はいただけるのでしょうか。いつごろいただけるのでしょうか。	決定通知の発出は、11月上旬を予定しています。（11月上旬開催予定の「子育て支援推進委員会」へ報告の上、決定することとしています。）
13	審査 審査基準④の園舎のロケーションについてですが、「優れている」と「標準」の違いはどのようなものでしょうか。	現在の南志津保育園より鉄道駅に近いか否か、公共交通機関での送迎が容易であるか否か等総合的に審査いたします。
14	審査 ヒアリングは何名まで参加可能でしょうか。	会場に入室いただくことができる人数は、3～4名までを想定しています。